

## 短期入所サービス連続利用等について

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。そのため、短期入所サービスの連続した利用は30日までと制限されており、連続30日を越える利用日は保険給付の対象となりません。

また、居宅サービス計画では、短期入所サービスの利用日数が要介護認定等の有効期限全体のおおむね半数を超えないようにします。

そこで、必要とされる場合の利用を妨げる事のないよう、連続利用にあたっては申請が必要となります。

### ■30日を越える連続利用

次のいずれかに該当する要介護被保険者等は、村長の承認を受け、短期入所サービスの連続利用等を行うことができます。

- ①退所予定日において、要介護被保険者等の心身の状態が悪化しており、在宅に戻れる状態ではないと客観的に判断できる場合。
- ②退所予定日において、在宅に戻った場合に要介護被保険者等の介護をする者が急病または疾病等の理由により介護ができない場合。
- ③退所予定日において、戻るべき自学が火災などの災害を受け、あるいは同居する家族に不測の事態が生じ、在宅に戻れる状態ではない場合。
- ④その他、村長が必要と認めた場合。

### ■要介護認定等有効期間の半数を超える利用

次のいずれかに該当する要介護被保険者等は、村長の承認を受け、短期入所サービスの要介護認定等有効期間の半数を超える利用を行うことができます。

- ①認知症であること等で、同居の家族などによる介護が困難と判断できる場合。
- ②同居の家族などが高齢、疾病等にあり、在宅で十分な介護が受けられない場合。
- ③その他村長が必要と認めた場合。

### ■利用申請及び承認等

連続利用等を行おうとする要介護被保険者等は、連続利用等となる前に健康保険課に介護保険短期入所連続利用等申請書を提出し、承認を受けてください。

### ■承認の有効期間

承認の有効期間は、当該介護保険被保険者等にかかる要介護認定有効期間内です。